

資料 2

奈良県障害者計画策定に関して、いただいたご意見と県の考え方

平成22年2月8日から2月28日に実施いたしました計画策定に関する意見公募(パブリックコメント)につきまして、多くの皆さま方から、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。次のように取りまとめましたので、結果を公表いたします。

【計画全体に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
1 困難事項への対応を優先するべき。	本計画は障害者基本法第9条第2項に基づく10年の長期計画及び障害者自立支援法第89条第1項に基づく障害福祉サービスの確保のための計画となっております。このことから、本計画におきましては中長期的な視点から、県の障害者施策のための基本的方向や重点的に取り組むべき課題を記載しております。 ご指摘の点につきましては、本計画に基づき取り組む相談支援などの様々な施策の中で、課題を把握し関係部局と連携を行いながら、解決に向けた個別検討を行うこととします。
2 計画の前倒しをするべきである。 実際の支援資料等の作成は26年度以降となる。県案と実際の支援資料の同時作成を願う。	本計画は障害者基本法第9条第2項に基づく10年の長期計画及び障害者自立支援法第89条第1項に基づく障害福祉サービスの確保のための計画となっております。このことから、本計画におきましては平成26年度及び23年度を目標とした取り組みが記載されております。 具体的な施策につきましては、本計画を基本としながら様々な「実行計画」や「実践計画」などに基づき具体的に取り組むこととします。ご指摘のとおり、関係部局と連携を行いながら、優先的に取り組むべきことにつきましては、目標年度にこだわらず、個別に検討していくこととします。
3 地域福祉の推進には、住民の方々の福祉に対する理解を高めることが不可欠だと考えるが、基本方針には示されていない。	第2部の中に、障害に対する理解の不足による偏見や誤解をなくすため、関係機関と連携して学校、企業、行政などで啓発を進める事を新たに加えることとします。

【第3部 I 障害のある人の生活の質の向上に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
<p>4 18歳から20歳までの間の収入の保障を。県単で方策を。</p>	<p>第3部の「障害のある人のライフステージにおける課題」の中でも記載しているとおり、教育と年金受給の狭間で、所得保障がなく自立した生活ができないということを課題として認識しております。「特別支援教育の充実」の「特別支援学校卒業後の自立プログラム」により、卒業してから就職するまでの間の施策について関係機関と連携して、今後検討することとします。</p>
<p>5 奈良県内のケアホームの充実を図って欲しい。(ケアホームに視聴覚障害のある人に対する通訳者を置いて欲しい)</p>	<p>第3部の「グループホーム・ケアホームの質・量の充実」や第6部「地域生活と就労への支援」の中で、グループホーム・ケアホームの確保を図ることとします。 また、グループホーム・ケアホームの充実のためには、人員の配置と併せて必要な人材の確保についても検討してまいります。</p>
<p>6 盲ろう者むけ福祉施策がない状況に「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」、「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」、「盲ろう者向け生活訓練等モデル事業」等の推進を重点課題とすることについて補足して欲しい。</p>	<p>視覚障害や聴覚障害を併せ持つ盲ろう者は一人ひとりの障害の状況によってコミュニケーションの方法が異なるため、専門的な知識や技術をもつ盲ろう通訳・介助員によるコミュニケーション手段の確保が必要であることを第3部「障害のある人のライフステージにおける課題」に新たに記載し取り組んでまいります。 また、第6部においてコミュニケーション手段に関する人材育成についても併せて記載しており、必要な取り組みを行ってまいります。</p>
<p>7 聴覚障害のある人のための情報提供施設を設置して欲しい。また、聴覚障害のある人のための相談員を置いて欲しい。 情報提供施設にワークライフ事業の就労支援ワーカーを設置して欲しい。(他6名)</p>	<p>県としても聴覚障害者支援センターの必要性については認識しているところであり、第3部の「障害のある人のライフステージにおける課題」において記載しています。 また、第3部の「身体障害のある人に係る施策の充実」のコミュニケーション支援の充実の中でも、聴覚障害のある人の総合的なコミュニケーション支援の充実を図ることとします。</p>
<p>8 施設入所者の社会参加や地域移行のための補助システムを設けて欲しい。 (他、地域生活で行き詰まった人たちのためや24時間の生活訓練を必要とする人たちのためにも 入所施設について施策検討をする必要がある。)</p>	<p>第3部Ⅱ－1①「障害のある人の社会参加の促進」の中で、施設入所の方の地域移行を段階的に進めるため、障害福祉サービスの活用の推進や地域生活を体験できる場の提供など、地域移行をめざした総合的なシステムの検討をおこない、地域生活を円滑に進めることとします。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>9 「生まれた時から成人まで一貫した個別支援計画に基づく支援」について、各団体や事業所ごとに異なる様式を使用しているため、ご本人様は基本データの記入や説明を毎回する必要がある。また複数の関係者が支援するときや、ライフステージが変わる際のばらつきをなくす必要がある。</p>	<p>第3部Ⅰ－1①「個別支援計画に基づく支援システムづくり」の中で、障害のある人の一貫した個別支援計画に基づく支援システムづくりの構築（個別支援計画の様式等も含めて）を検討することとします。</p>
<p>10 「知的障害者のライフステージイメージ図」の成人期における入所施設、グループホームでの指導の表現は適切か。</p>	<p>入所施設、グループホームでの支援に訂正します。</p>
<p>11 知的障害のある人にも理解しやすい資料の作成について記載するように。</p>	<p>第3部Ⅰ－2②「相談支援体制の充実」の県のホームページの充実やインターネットによる情報提供システムの中で、障害種別に応じた情報提供について検討することとします。</p>
<p>12 各市町村の現場でも地域自立支援協議会での検討内容が日常の支援や相談で生かされるような情報発信の工夫を。</p>	<p>第3部Ⅰ－2①「自立支援協議会の活性化」の中で、今後の情報発信のあり方についても、検討することとします。</p>
<p>13 「相談窓口の整備」の中で、相談支援に関する窓口を1箇所に集めるのは良いが、地域で身近に相談できる場所が減るのは障害のある人に不便になる。</p>	<p>専門的な相談支援業務につきまして、ワンストップサービスのため1箇所に集めることとし、身近な相談支援窓口をなくすような趣旨ではないことを申し添えます。</p>
<p>14 施設入所者の生活の質の向上のためには入所者の方も移動支援が使えるようになれば良い。</p>	<p>移動支援事業は市町村事業であり、具体的な方針につきましては本計画への記載は馴染まないため、個別事項への提案としてご意見を伺うこととします。</p>
<p>15 「特別支援学校の充実」の中で、保護者への対応、情報提供含め養護学校と差がないだけの支援力が必要。</p>	<p>ご指摘につきまして、関係機関と連携して協議を行い、課題を把握整理の上、検討することとします。</p>

意見の概要	県の考え方
<p>16 ケアホームやその他福祉事業の開設に対し近隣住民の理解が得にくい。開設時地域住民の同意書が必要というのは理念に合わないのではないか。（反対があった場合、当事者・事業所・行政が一緒になり、理解を求めるように動くべき）</p>	<p>近隣住民の理解が得られるように第3部Ⅱ－1①「障害のある人の社会参加の促進」やⅡ－1③「障害福祉版アドプトプログラム」、Ⅲ－4①「相互理解のための広報啓発の推進」の中で、地域住民との交流などを通じて、相互理解の促進や障害に対する正しい理解を進めることとします。</p>
<p>17 「グループホームの質・量の充実」の中でグループホーム等を行うものは、公営住宅を利用することができるとなっているが、各市町村の住宅部局は知らないことがある。県全体の課題として捉えて欲しい。</p>	<p>県といたしましては、福祉部局だけでなくまちづくり推進局など関係部局と連携を行いながら、本計画に基づき検討します。</p>
<p>18 地域福祉や医療等の幅広い知識とスキル、地域と人への温かいまなざしをもったコーディネーターを地域包括支援センター等に配置し、小地域単位（小、中学校区）で障害者理解などの環境作りを行い、それを市町村、県全体で共有することとする。</p>	<p>第3部Ⅱ－1③「障害福祉版アドプトプログラム」の中で、民生・児童委員や障害者相談員など地域福祉の推進役と連携を行い、地域における自主的な活動の充実に向けた支援を行うこととします。また、コーディネーターの配置や障害者理解のための環境作りの構築につきましては、個別事項への提案としてご意見を伺うこととします。</p>
<p>19 すべての障害のある人が地域の中で普通に生活できたら素晴らしいと思うが、手厚い人的支援と安全を確保するための住環境が必要な方もいる。入所施設の解体を一気に進めることは大きな危険を伴うと思う。</p>	<p>入所施設につきましては、実態調査の結果から「入所施設の充実」を望まれている方もおられ、入所施設の今後のあり方については検討が必要であると認識しております。個別の提案としてご意見を伺うこととします。</p>
<p>20 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の、18歳～20歳までの「所得保障がなく自立した生活ができない」は「所得保障がなく自立に向けた生活」が適当。</p>	<p>ご意見のとおり、修正させていただきます。</p>
<p>21 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の、18歳～20歳までの「社会人として教育ができていない」とあるが、知的・発達障害の場合は一生涯療育と考えてもらいたい。</p>	<p>各種障害の共通課題における「教育と年金受給の狭間期における課題」のため、この様な記載となっております。ご意見につきましては、そのとおりと認識しています。</p>

意見の概要	県の考え方
22 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の成人期で、住まいの確保の中に入所施設の利用も入れ込むように。	入所施設につきましては、実態調査の結果から「入所施設の充実」を望まれている方もおられ、入所施設の今後のあり方については検討が必要であると認識しております。個別の提案としてご意見を伺うこととします。
23 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の成人期で、「医療整備・余暇活動支援」も入れ込むように。	医療整備・余暇活動支援が必要と追記させていただきます。
24 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「乳幼児期における障害受容に対するサポート」を追記する必要がある。	ご指摘のとおり記載させていただきます。
25 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「医療機関の受入体制の整備と専門医の養成」について追記する必要がある。	各障害の共通課題として第3部Ⅲ－1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、障害のある人が安心して適切な医療を受診することができるよう、検討することとします。
26 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害者の権利擁護に向けた取り組みの充実－権利擁護センターが必要－、障害者差別禁止条例や 障害者虐待防止法の制定が必要」と追記する必要がある。	知的障害のある人も含めたすべての障害のある人に対する権利擁護に向けた取り組みは必要であると考えております。そこで、第3部Ⅲ－4①「相互理解と権利擁護の推進」の中で権利擁護のための施策の充実を図ることとします。
27 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人が地域に住まうためのバリアフリー化」と追記する必要がある。	知的障害のある人も含めたすべての障害のある人のために、第3部Ⅲ－2①「ハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進」の中で、すべての障害のある人が生活しやすい環境の実現をめざすこととします。
28 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人の本人活動の推進、支援体制の助成とネットワークの構築」と追記する必要がある。	第3部Ⅱ－1①「障害のある人の社会参加の促進」やⅡ－1③「障害福祉版アドプトプログラム」の中で、すべての障害のある人が地域住民との相互交流を進めたり、ボランティア活動の仲介や活動に対する助言・支援、活動団体や関係機関のネットワーク化を促進することとします。

意見の概要	県の考え方
29 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人の家族支援の充実」と追記する必要がある。	第3部Ⅰ－2「本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実」の中で、本人及びその家族に対して相談支援体制の充実や福祉サービスの充実を図ることとします。
30 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「福祉就労・企業就労における知的障害のある人への理解不足」と追記する必要がある。 「障害のある人のライフステージにおける課題」の中の知的障害のある人の中に、「知的障害のある人の雇用環境の充実に向けての取り組み」と追記する必要がある。	第3部Ⅱ－1②「障害のある人の就労に向けた支援」の中で、県は労働局や奈良障害者職業センターと連携を行い、ジョブコーチ等の積極的な活用を行い、職場適用に向けた支援を行うこととします。また企業に対してはⅡ－2③「企業による障害者雇用の推進」の中で、企業に対して障害のある人や障害特性について理解を進め、障害者雇用の環境の充実に努めることとします。
31 成年後見制度の欠格条項として、選挙権の喪失などがある。利用しやすい制度を望む。	成年後見制度につきましては、第3部Ⅲ－4③「権利擁護のための施策の充実」の中で、制度の周知や、利用しやすくするための相談環境の充実に取り組むこととします。
32 知的障害のある人の高齢化対策についてふれられていない。	第6部「地域生活と就労への支援」の中で記載したとおり、訪問系サービスの強化やグループホームやケアホームなどの居住の場の確保を行うこととし、また、障害のある人のニーズや様々な障害特性に応じた相談支援体制を整備し、すべての障害のある人が安心して生活を行うことができるようにします。
33 現在、高齢化が進んでいる知的障害のある人の入所施設の現状の課題を整理して欲しい。	入所施設につきましては、実態調査の結果から「入所施設の充実」を望まれている方もおられ、入所施設の今後のあり方については検討が必要であると認識しております。個別の提案としてご意見を伺うこととします。
34 幼児期の親御さんにとっては、障害の気づき、確認までの不安だけでなく、その後の障害受容のプロセスを支える仕組みが不在であり、親子の障害受容を支えるための相談支援体制の充実が必要であると感じる。	県においても相談支援の充実が重要であると考えており、計画においても随所に記載しているところであります。 今後は、ご指摘のあった親子の障害受容を支えることのできる相談支援体制についても、その充実を目指して取り組んでまいります。

意見の概要	県の考え方
35 高等養護学校卒業生の卒業後の支援強化について	卒業後につきましては、第3部Ⅰ「障害のある人の生活の質の向上」やⅡ「障害のある人の社会参加と就労の促進」の中で、居住の場の確保や就労支援に取り組むこととします。また、学校在学中から、福祉や企業、労働機関とさらなる連携の強化を図りながら、実践的な職業教育を充実させることとします。
36 触法障害者への受入・対応の整備。	県は、全ての障害のある人に対し、地域生活や就労支援を行うこととします。また、触法障害者の受入などにつきましては今後取り組むべき施策と認識しており、関係部局と協議していきます。
37 地域自立支援協議会のコーディネーターは誰が担っているのか。会議の予算化が必要。地域自立支援協議会の運用上の課題について誰が責任を担うのか。	地域自立支援協議会は市町村が中心となって取り組んでいくこととなります。県としましては第3部Ⅰ－2①「自立支援協議会の活性化」の中で地域自立支援協議会の状況を把握・評価し、地域自立支援協議会の充実を図ることとします
38 「相談支援体制の充実」について、市町村のどこか一人でも良いので力量のある相談員の配置を行う必要がある。	第3部Ⅰ－2②「相談支援体制の充実」に基づき、障害のある人の多様なニーズやライフサイクルに応じた総合的な支援が行うことができるよう、相談支援従事者の研修の開催や研修修了者のフォローアップに努めることとします。
39 行政が相談業務を民間に委託しているが、その運用方法、保護者との相談内容を行政がチェックし、その後フィードバックしているか等も検討するようにしてほしい。	第3部Ⅰ－2①「自立支援協議会の活性化」の中で、県は各圏域に圏域代表や圏域マネージャーを配置し、相談支援体制の充実を図ることとし、個別のチェックのあり方につきましては、今後関係機関と協議しながら検討することとします。
40 福祉サービス事業所が保護者からの請求等に応じて損益計算書などを開示するように記載してほしい。行政も内容の監督を願う。	県はすべての障害のある人が良質なサービスを受けることができるよう、福祉サービス事業所などを指導監督する取り組みについて新たに記載することとします。
41 「障害のある人のライフステージにおける課題」の障害種別ごと重症心身障害児者の看護師不足に医師も追加する、養護学校卒業後の日中生活の場が不足しているため、進路を決めることが困難と追記した方が良い。	ライフステージの課題は、看護師不足によって現在の施設が受け入れ困難となっている状況について記載したものです。

意見の概要	県の考え方
42 障害の診断件数と比較して、その後の相談先がない。また、安易に療育に親が依存してしまうことにより、親が我が子と正面から向き合う機会を奪っているのではないか。	相談支援の重要性に鑑み、障害の診断を受けた子どもやその家族が相談できる相談支援体制の整備に努めます。 また、療育のあり方についても今後必要な検討を進めるとともに、その際は、障害のある子どもを持つ親や関係者の意見を聴きながら進めます。
43 現状の発達障害者支援センターや地域の就学相談の機能では解決しえない部分への支援が必要である。	ご指摘のあった発達障害者支援センターや地域の就学相談の機能では解決しえない課題について検証したうえで、必要な支援について検討してまいります。
44 登実学園の建て替えだけでなく、家庭での養育が困難な障害児が措置終了後に地域で暮らしていけるように、地域社会で受け止める仕組みや施設からのケアホーム等への移行を段階的にすすめるような支援策が必要である。	県においても地域社会で受け止める仕組みやケアホーム等への移行を支援する仕組みが重要であると考えており、第6においてケアホームを含め必要な福祉サービスの確保に向けた施策について記載しています。 今後は計画に基づく数値目標やサービス見込み量の達成に向けた取り組みを行ってまいります。
45 地域自立支援協議会に対する市町村の考え方の差が大きいので、県からも働きかける必要がある。	県においても地域自立支援協議会の充実に向けた働きかけが重要であると考えており、計画にも第3部－I－1－(2)「本人と家族を支える相談機能及び福祉サービスの充実」に取り組みを記載しているところです。
46 現状の相談支援は、利用者をサービスにあてはめるだけにとどまっている。 ケアマネジメントの本質を理解した相談支援の充実が必要。	相談支援の質的充実のためにも相談支援従事者への研修が重要であると考え、第6部－4「人材育成」において、「障害者ケアマネジメントによる相談支援に関する人材育成」の項目に取り組みを記載しているところです。
47 「相談支援体制のネットワーク」や「社会資源の連携」には、それぞれの関係者が責任を持って関わるのが重要である。	「相談支援体制のネットワーク」及び「社会資源の連携」を構築する際に、ご指摘の意見を踏まえて取り組むものとします。
48 相談支援従事者の研修等において、もっと人権感覚を研ぎ澄ませるような内容を実行されたい。	これまでも県主催の相談支援従事者研修において、権利擁護に関するカリキュラムを取り入れているところではありますが、今後もご指摘の意見を踏まえ、より一層、人権感覚の鋭敏な相談支援従事者を養成できるよう取り組んでまいります。
49 福祉サービスに関して、事業所自らが行う第三者評価だけでなく、行政が処遇の内容についてチェックする機能が重要である。	これまでも県において、事業所への福祉サービスに係る処遇の内容について指導等を行ってきたところではありますが、ご指摘の意見を踏まえ、より一層、障害のある人の立場に立った処遇内容の実現に向けた指導を強化してまいります。

意見の概要	県の考え方
50 特別支援教育がはじまってから、発達障害児等就学指導の対象児童が増えている。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
51 障害に対する診断後に、親子の障害受容を支える仕組みがないことから、専門性への過度の依存により、特別支援学校への就学を望む保護者も増えているため、特別支援学校の教室等が不足している。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
52 地域の小中学校における特別支援教育の充実に力を注ぎ、現状の教育法を改正できるよう県から国に対して働きかける必要がある。	ご指摘の意見については、その実態と課題を検証し、必要な対応を検討してまいります。
53 「個別教育支援」をマンツーマンの教育と誤解されているように感じる。教師が個々の子供の特性を配慮して適切な指導、教育が行えるように「個別教育支援計画」を作成することが必要である。	個別教育支援計画の作成とその必要性については、計画にも第3部－I－1－(3)「特別支援教育の充実」に取り組みを記載しているところです。 今後は、ご指摘の意見にも配慮しながら取り組んでまいります。
54 特別支援学校において、集団活動の経験を積み、学ぶ機会が必要と考える。	特別支援学校における教育のあり方について検討する際の参考意見とさせていただきます。
55 地域移行を促進するための方策を記載するとともに、地域生活を支援するための相談支援体制の充実についても言及すべき。	相談支援の充実については、県も重要な事項と考えており、第6部において、相談支援従事者に対する研修等、人材育成に関する取り組みを記載しているところです。
56 特別支援学校の特別支援教室の不足に対する対応は。	第3部I－3「特別支援教育の充実」の中で、特別支援教育の充実のため、人員の配置等体制整備の充実に努めることとします。
57 「障害のある人のライフステージにおける課題」の障害種別ごと身体障害のある人（肢体不自由児）のバリアフリー化が必要に公共施設を追記した方が良い	ご指摘のとおり追記させていただきます。

意見の概要	県の考え方
<p>58 「重症心身障害児者のライフステージのイメージ図」の日中活動サービスで療養介護は現在実施されていないため、削除した方が良い。</p>	<p>ご指摘のとおりさせていただきます。</p>
<p>59 「身体障害者のライフステージのイメージ図」の日中活動サービスについて、奈良医療センターの筋ジス病棟では療養介護が実施されているので記入する必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおりさせていただきます。</p>
<p>60 知的障害のある人の「ライフステージ図」の各校の進路指導は、卒業前ではなく3年前ぐらいから取り組む。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>

【第3部 II 障害のある人の社会参加と就労の促進に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
61 トライアル雇用に関して、本当に雇用を前提としているか、雇用されない場合のチェックや 監査の必要性があるのではないか。	障害のある人の雇用促進のため、労働局などの関係機関と連携を行い、トライアル雇用の活用などを通じた職場適応への支援が必要であると考えております。雇用を前提としたものとなっているか等のチェックについて必要性を認識しております。労働局の事業となっているため、労働局に伝えることとします。
62 NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」へ官公からの仕事が受けられるように要望する。(他、福祉的就労に対する官公需受注への協力を明記するように。)	第3部Ⅱ-1④「「ものづくり」における農工との連携」に記載したとおり、NPO法人「奈良県社会就労事業振興センター」につきましては、障害者福祉施設等における就労支援の中核機関と位置づけ、技術支援や製品販売機会の確保等を行うとともに、同じく第3部Ⅱ-3①「公的機関の発注拡大」の中で、障害者施設からの物品購入や役務の調達を進めることとします。
63 県主催イベントや県有施設での活用を、もっと活発に行って欲しい。	第3部Ⅱ-2③「福祉的就労への支援」の中で、県主催イベント及び県有施設における授産品の販売機会の確保と販売の促進に取り組むこととします。また、平成20年12月に策定した「奈良県障害者就労支援実行計画」の14ページ「県有施設及び県主催イベントにおける授産品販売機会の確保」の中で、具体的な検討を記載しております。
64 職業準備のための各種訓練や体験実習などに対して施策が必要。ジョブサポーターやジョブコーチも相当数必要である。(他、ジョブコーチの人材を増やして欲しい。)	第3部Ⅱ-3②「公的機関、大企業におけるインターンシッププログラム」の中で、公的機関や企業が社会体験やインターンを受け入れるための仕組み作りについて検討を行うこととします。また、ジョブサポーターにつきましては県で「ジョブサポーター派遣事業」を実施し、養成についても支援を行っております。なお、ジョブコーチにつきましては奈良障害者職業センターに要望を伝えることとします。
65 障害者雇用における、助成金申請が複雑で一般就労が進まない。障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や特定求職者雇用開発助成金など施設からの雇用で現実に即した利用を望む。	労働局など関係機関に要望として伝えることとします。
66 一般雇用が難しい障害状況の方への福祉的就労について見えない。	第3部Ⅱ-2④「福祉的就労への支援」に記載されたとおり、「工賃倍増計画」に基づき工賃向上に向けた支援を行うこととします。また、県における物品購入や役務の調達の際、障害者施設の積極的な活用を進めます。

意見の概要	県の考え方
67 仕事のことと、親が亡くなってからの生活が心配。	第3部Ⅱ「障害のある人の社会参加と就労の促進」の中で、障害のある人の雇用の促進について検討することとします。また、「親亡き後」については第3部Ⅰ－4②「障害のある人向け住宅の確保」の中で障害のある人が安心して暮らすことができる住まいについて検討するとともに、「各種障害者手当・年金等の充実」のなかで取り組むこととします。
68 地域生活適応のための施策が見えない。 大学と福祉事業所などを結びつけてはどうか。実践の場への人材投資について各専門家のアドバイスのもとで人間の機能や障害について実践的な研究が進められる様にして欲しい。	地域生活を進めるためには地域住民との相互理解の推進が必要となります。そこで、第3部Ⅲ－4①「相互理解のための広報啓発の推進」の中で、県は障害のある人への理解を進めるための普及啓発や地域住民との相互交流を図ることとします。また、Ⅰ－2②「相談支援体制の充実」の中で、障害のある人のニーズに応じた情報提供や相談支援体制の充実を図ることとします。各種協議会等における学識経験者の方からのアドバイスやⅢ－1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、実践的な研究については今後検討していくこととします。
69 今年の春から活動を始める。ハローワークの求人票で3日／週、2時間の仕事を増やして欲しい。	ハローワークの求人に関しては労働局の管轄となります。県では第3部Ⅱ－2④「障害のある人の就労に向けた支援」の中で、短時間労働などの多様な働き方を広めるようにします。
70 精神障害のある人でも一般の企業で一人でも多く働けるように、県に指導して欲しい。	第3部Ⅱ「障害のある人の社会参加と就労の促進」の中で、多様な雇用機会の創出や企業と精神障害のある人の相互理解を促進し、企業と連携してマッチングのための職業紹介等の仕組みを構築します。
71 イベントや福祉の関係の行事をもっと増やして、障害者同士のお見合いの場所やそのカウンセリング、立ち会いなど障害のある人が一人ぼっちにならないようにして欲しい。	第3部Ⅱ－1①「障害のある人の社会参加の促進」の中で、チャリティーや手作り市等の開催による地域の人との交流、また、スポーツやレクリエーションを中心とした交流の促進を検討することとします。
72 年金受給のアップについて。	第3部Ⅱ－4①「各種障害者手当・年金等の充実」の中で年金等の充実の必要性について認識しております。本計画に基づき、国に対して給付水準の向上を積極的に要望することとします。
73 県のあり方を見据えた上で、どのような仕事か それぞれの障害種別に向いているのかの研究が必要ではないか。	第3部Ⅱ－2①「県主導による障害者雇用モデルの開発・実践」の中で、実践を通じた障害者雇用モデルについても検討します。

意見の概要	県の考え方
74 障害者就業・生活支援センターの充実のために職員の増員とそれに対応する予算措置をすべきである。	障害者就業・生活支援センターにおける相談件数等をみながら必要な対応を検討してまいります。
75 「県主導の障害者雇用モデルの開発」は、非現実的であり、削除すべき。	県では、これらの施策は障害のある人の社会参加と就労を促進するために必要なものと考えており、計画から削除することはいたしません。今後は、施策の実現に向けて努力していきたいと考えております。
76 障害者雇用全国1位をめざす実施方針を明記するように。	<p>障害のある人の雇用推進につきましては、障害のある人がいきいきと生活し、生活の質の向上を図るために非常に重要な施策であると認識しています。そこで、第3部Ⅱ-2「障害者雇用モデルの確立」の中で、県が企業と福祉分野の架け橋となって、実践を通じた障害者雇用モデルの創出や県内企業の障害者雇用への取り組み等を広げていながら、企業や県民の理解を深めるとともに、企業に対して障害のある人や障害特性について理解を進め、障害者雇用が進むように取り組むこととします。</p> <p>また、障害者雇用全国1位の記載につきましては、労働局と連携を行い、県につきましても達成に向けて今後個別に取り組むこととします。</p>
77 第3部「県主導による障害者雇用モデルの開発・実践」の中に委託業務における障害者就労推進施策を明記する。	第3部Ⅱ-2②「事業所としての県庁の雇用実践」の中に新たに記載させていただきます。
78 第3部の「企業による障害者雇用の推進」の中に法定雇用未達成は「法令違反」であり、「社会的責任（CSR）」を果たしていない」ことを明記する。	用語の解説の中で、法定雇用率について新たに説明させていただきます。
79 第3部「公的機関・大企業によるインターンシッププログラム」の中に、県がこれまで実施してきた障害者職場実習について市町村へ働きかけを記載する。	ご指摘の件につきましては、第3部Ⅱ-3②「公的機関・大企業によりインターンシッププログラム」の中で、公的機関が社会体験やインターンを受け入れる仕組みを行うと記載しているとおり、市町村も含めた公的機関に対して仕組みづくりを検討することとします。

【第3部 Ⅲ障害のある人の安心の確保に関するご意見】

意見の概要	県の考え方
<p>80 奈良医大を利用していますが、3分問診になるので、せめて10分くらい往診して欲しい。 精神科医の数を増やして充分診察できるようにして欲しい。</p>	<p>第3部Ⅲ－1③「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」のなかで障害のある人が安心して医療を受診することができるよう、関係機関と連携を図りながら医療受診体制の整備を図っていくこととします。</p>
<p>81 障害者手帳で電車賃を割り引いて欲しい。家賃を補助して欲しい。</p>	<p>身体障害者手帳や療育手帳所持者に対して、JRや近鉄等が要件に該当すれば割引制度を設けています。 県は第3部Ⅰ－2②「相談支援体制の充実」の中でホームページでの情報提供を引き続き行うこととします。</p>
<p>82 知的や精神障害の特性や対応方法に理解のある警察職員のための研修会、実習等を行って欲しい。</p>	<p>第3部Ⅲ－3②「防災・防犯体制の向上」の中で、障害について知識をもった警察職員の配置を進めることとし、具体的な支援のあり方は今後、関係部局と連携し協議することとします。</p>
<p>83 強度の自閉症や行動障害のある方も過ごせる避難場所の設置と広報があれば良い。</p>	<p>第3部Ⅲ－3「防災知識の普及と避難誘導等の支援の確立」、「防災・防犯体制の向上」の中で、障害のある人に配慮した避難場所の整備や情報提供の体制構築について検討することとします。</p>
<p>84 就労の現場や福祉サービスの現場において発生している人権侵害に対する強い抑止施策が必要である。</p>	<p>県としても障害のある人の権利擁護や差別の禁止といった事項は重要であると考え、第2部及び第3部のⅢ「障害のある人の安心の確保」及びにおいて、差別や虐待の防止に取り組むことを追加しました。</p>
<p>85 障害者の虐待防止のための施策を盛り込む必要がある。 「あらゆる障害者差別を許さない」という県の強い姿勢を示すべき。</p>	<p>県としても障害のある人の権利擁護や差別の禁止といった事項は重要であると考え、第2部及び第3部のⅢ「障害のある人の安心の確保」及びにおいて、差別や虐待の防止に取り組むことを追加しました。</p>
<p>86 災害時の福祉避難所の設置と市町村の援護者リスト作成状況に格差がある。</p>	<p>第3部Ⅲ－3②「防災・防犯対策の充実」の中で、県及び市町村防災計画に基づき、障害のある人に配慮した避難所の整備に取り組むこととします。</p>
<p>87 「重症心身障害児（者）への支援」のホームヘルパーの養成の中で、知的障害や全身性障害の後に、重症心身障害を追記した方が良い。</p>	<p>ご指摘を受けて、重症心身障害を含め、障害特性に応じた支援ができるに修正します。</p>

意見の概要	県の考え方
88 「重症心身障害児（者）への支援」の医療的ケアについて、「緊急時にも対応できる施策の充実に努める」を追記した方が良い。	ご指摘のとおり、新たに記載させていただきます。
89 重症心身障害児（者）には居宅サービスとともに家族支援が必要。休日の兄弟の保育など極めの細かい支援が欲しい。	ご指摘の点につきましては、今後関係部局と協議しながら検討していくこととします。
90 「障害者医療の充実と福祉と医療の連携」の中で、「県は脳性まひ等の二次障害に対する正しいリハビリテーションを受ける機会を設けるように努めます」を記載した方がよい。	後段においてリハビリテーション体制の整備についての取り組みを記載しており、ご指摘の意見はこの中に含まれると考えます。

【第3部 知的障害のある人に係る施策の充実に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
91 軽度の障害のある人はある程度の事象がわかるため、保護者は日常生活に大変困っている。支援レベルでも考慮して欲しい。	障害の程度や障害のある人が抱えている課題、環境により支援のあり方は様々になると思われれます。そこで、県では障害のある人やその家族にきめ細かく対応できるよう、本計画に基づき相談支援体制や福祉サービスの充実に努めることとします。

【第3部 重症心身障害のある人に係る施策の充実に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
92 重症心身障害児施設の医師、看護師不足が課題としてある。重症心身障害児施設の医師、看護師が確保できないため県内の重症心身障害児は万床とならない。このことがショートステイを受けられないことにつながっている。重症心身障害児（者）のことに理解のある医療スタッフの養成と人数の確保をお願いする。	ご指摘の点につきましては課題に記入させていただきます。また、医療スタッフの養成につきましては取り組みの方向性の中に「県は障害についての深い知識をもった、質の高い医療従事者の養成確保に努めます」と新たに記載させていただきます。

【第4部 数値目標に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
93 聴覚障害者支援センターの設置が必要であることから数値目標を設定して欲しい。	第2部「障害のある人のライフステージにおける課題」の中で、聴覚障害者支援センターの必要性については認識しております。また、第3部2-1③「コミュニケーション支援の充実」の中で、視聴覚障害のある人に対する総合的なコミュニケーション支援の充実を図ることとします。
94 障害者実雇用率、法定雇用率達成企業割合の「%」、「全国順位」を記載する。	労働局と連携を行い、法定雇用率達成企業割合や雇用創出できる障害者数の数値の向上に向け、様々な施策について取り組むこととします。
95 雇用創出できる障害者数の数値目標を明記する。	

【第5部 圏域の状況に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
96 奈良圏域について、市町村合併後の山間地域の相談事業等の不足の解消が必要。圏域の中で格差がある。	奈良圏域の「相談支援体制の整備」の中で、市民が利用しやすい相談支援体制について十分な協議を行い、中長期的な支援体制づくりを検討することとなります。
97 奈良圏域について権利擁護の概念が確立されていないという表記がある。これで良いのか。	ご指摘のとおり、誤解を生む表現であったと思いますので、表現を改めさせていただくこととします。

【第6部 地域生活と就労への支援に対するご意見】

意見の概要	県の考え方
98 法律そのものが不安定で変動的な中、すべての数値目標は今後必要に応じて見直しをするものと明記が必要。	ご指摘のとおり、「今後状況に応じて数値目標の見直しをすることとします」と第4部の表紙に追記します。
99 就労系に関しては、単に数値が増えれば良いとせず、企業の参入し対してはその内容を吟味して欲しい。	ご指摘の点につきましては、個別意見として伺います。